

第5章 緑地の保全及び緑化の目標

第1節 計画の基本方針の設定	86
1 計画の基本理念	86
2 緑の将来像	88
3 計画の基本方針	90
第2節 計画フレームの設定	91
1 計画対象区域	91
2 将来人口フレーム	91
第3節 緑の目標水準の設定	92
1 緑地の確保量	92
2 都市公園などの施設として整備すべき緑地の目標水準	94
3 緑化の目標	94

第1節 計画の基本方針の設定

1 計画の基本理念

緑は、都市の環境と人々の生活に深い関わりを持っています。緑の効用は様々ですが、多様で豊かな緑やオープンスペースが都市内に存在することで、植物や樹木の植栽により自然性が保たれ、潤いと個性あるまちなみの情景が醸成され、都市の安全性が高まり、人々の活発な余暇活動が展開されることとなります。

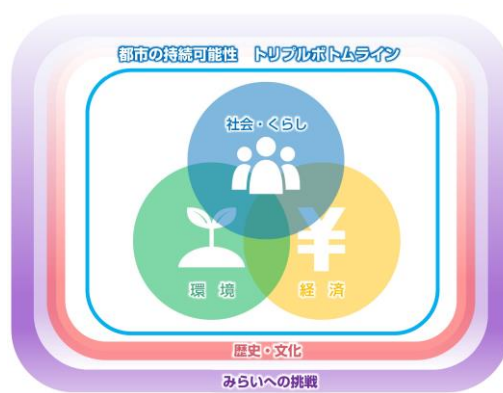
「萩市緑の基本計画」は、このように様々な効用を持つ緑やオープンスペースを都市のなかに調和した形で保全・創造し、市民が生活の豊かさを実感するとともに、潤いとやすらぎに満ちた質の高い緑のまちづくりを目指すものです。

こうした考えに基づき、上位計画である萩市基本ビジョンに掲げられた将来像「暮らしの豊かさを実感できるまち」及び都市計画マスタープランでの目指すべき都市の将来像「自然・歴史・文化と共に 豊かさ活力あふれる都市 萩」の実現を目指し、本計画では、次のような基本理念を掲げます。

■萩市基本ビジョンにおける萩市の将来像 「暮らしの豊かさを実感できるまち」

- ・だれもが生きいきと暮らせるまちづくり
- ・子育ての幸せが実感できるまちづくり
- ・未来を担うひとを育むまちづくり
- ・産業活力があふれるまちづくり
- ・魅力ある歴史・文化・自然をいかしたまちづくり
- ・生活基盤の充実した住みよいまちづくり
- ・だれからも愛されるまち、求められるまちづくり

■目指すべき将来都市像 「自然・歴史・文化と共に 豊かさ活力あふれる都市 萩」



<基本理念>

市域における貴重な財産である豊かな自然や歴史・文化と一体になった緑を守り、活かし（つなぎ）、学び親しみながら、豊かな緑を感じる都市づくりを進めていくため、魅力ある歴史・文化・自然を感じ、心がふれあう緑のまちづくりを基本理念とします。

「魅力ある歴史・文化・自然を感じ、

心がふれあう緑のまちづくり」

の実現をめざして

保 全

萩市は、日本海と中国山地に囲まれ、歴史豊かな市街部と、市街部を取り巻く自然豊かな緑深い山々、美しい海等で構成された、豊かな自然と歴史に恵まれたまちです。

また、市域全体が萩ジオパークとして認定されており、周辺の緑資源には、太古から続く緑が多数あり、天然記念物や保存樹木に指定されている緑など、歴史的・文化的に価値の高い貴重な緑資源も多く残されています。それに加えて、その緑資源の中には、多種多様な生物が生活しています。

このような、地域の財産といえる自然と緑の保全に努め、次世代へ受け継ぎ、緑をふんだんに取り入れた市街地づくりを行うことによって、緑の豊かさを市民に提供することを旨すとともに、エコロジカルネットワークの形成に努めていきます。

創 出

緑に人が集い、にぎわいを創出する空間として、また、災害時の避難場所や防災活動の拠点として、市街地内の緑空間の創出を進め、市民の生活環境向上を図ります。

また、市街地を囲む山・川・海の自然を活かした憩い・レクリエーションなど、緑が人々の心を育み、萩市の緑として誇れるような、個性ある緑の環境づくりを目指します。

活 用

萩市を構成する特徴的な緑として、山地や河川、海岸の広大な緑、歴史的なまちなみや文化財等と一体になった緑空間が挙げられます。

これらの緑は、萩らしさを形づくる貴重な緑資源であり、自然や生物とのふれあいの場として、また、市民の憩いの場として、活用を図っていきます。

このためには、緑地協定などの仕組みづくり、関連団体の育成、市民の緑に対する意識啓発等、ソフト面も含めた総合的な取組を進め、都市づくりにおいて緑を積極的に活用し、市内のあらゆる緑がいきいきと輝き、役割や魅力を十分に発揮できるような緑の質の高さを追求していきます。

2 緑の将来像

現況解析を踏まえ、萩市の特徴的な緑を核とする4つの緑の骨格と、それぞれ、骨格の中心をなす「緑の形成軸」、それを支える「緑の拠点」は以下のように捉えられます。

これらによって形成される萩市の緑の将来像を次ページに図示します。

- 遠景の緑：市街地周辺の緑
- 中景の緑：街路樹などの緑
- 近景の緑：生垣など生活に密着した緑

表 緑の形成軸及び拠点

骨格	位置づけ	緑の形成軸	緑の拠点
	<p>市域を流れる河川や国定公園に指定されている長い海岸線の緑を骨格的な緑資源として捉えます。</p> <p>市街地の身近な潤い環境としてまちなみの形成にも大きな役割を果たし、景観やレクリエーション、更には地域防災などを含めた多彩な機能を有した自然環境として守り育てていきます。</p>	<p>阿武川 橋本川 松本川 田万川 大井川 須佐川 明木川 海岸線</p>	<p>河川公園 菊ヶ浜 長門峡 須佐湾</p>
	<p>市域の8割を占める豊かな山林の緑や、田園景観を創出している農地の緑は、萩市における貴重な緑資源として捉えます。</p> <p>これら山地・農地の緑は、都市環境の保全、豊かな景観形成、貴重な自然や生態系の保全等に資するまとまりのある緑空間として守り育てていきます。</p>	<p>田園集落などの農地 豊かな山林の緑</p>	<p>指月山 笠山 田床山、伏馬山 高山 萩ウェルネスパーク 陶芸の村公園</p>
	<p>身近な公園・広場や公共施設などの緑の拠点、道路などの緑の軸は、市民がレクリエーション等に利用することのできる身近な緑空間として重要な緑資源です。</p> <p>市民にとっても、また萩市を訪れる観光客にとっても、快適で潤いのある環境を提供するため、多様なニーズに応じた緑地整備を進めるとともに、それらを緑で結ぶことによって活用を図り、良質な緑と水が連続する空間づくりを目指します。</p> <p>また、水辺の緑・交流の緑との連携とともに、市街地内におけるエコロジカルネットワークの形成を図り、魅力ある緑の拠点形成を目指します。</p>	<p>市街地内の道路の緑 土原新川線 沿線地区 大屋土原線 沿線地区</p>	<p>中央公園 街区公園 駅前緑地 児童遊園 農村公園 山村広場</p>
	<p>市内に点在する多くの史跡・文化財等と一体になった緑や、伝統的建造物群保存地区等に残された緑は、特色ある歴史的風土を形成する貴重な緑資源と捉えます。</p> <p>これらの歴史的な緑は、地域に根ざした景観スポットとして、また、都市環境の保全や豊かな自然景観の創出などの面で大きな役割を果たしており、市民にとっても、萩市を訪れる観光客にとっても、地域の歴史や風土を感じさせる良好な景観を提供できる空間として守り育てていきます。</p>	<p>堀内地区 平安古地区 浜崎 佐々並市 萩往還 藍場川</p>	<p>伝統的建造物群保存地区 歴史的景観保存地区 史跡・文化財 半農宿場町・漁村集落</p>

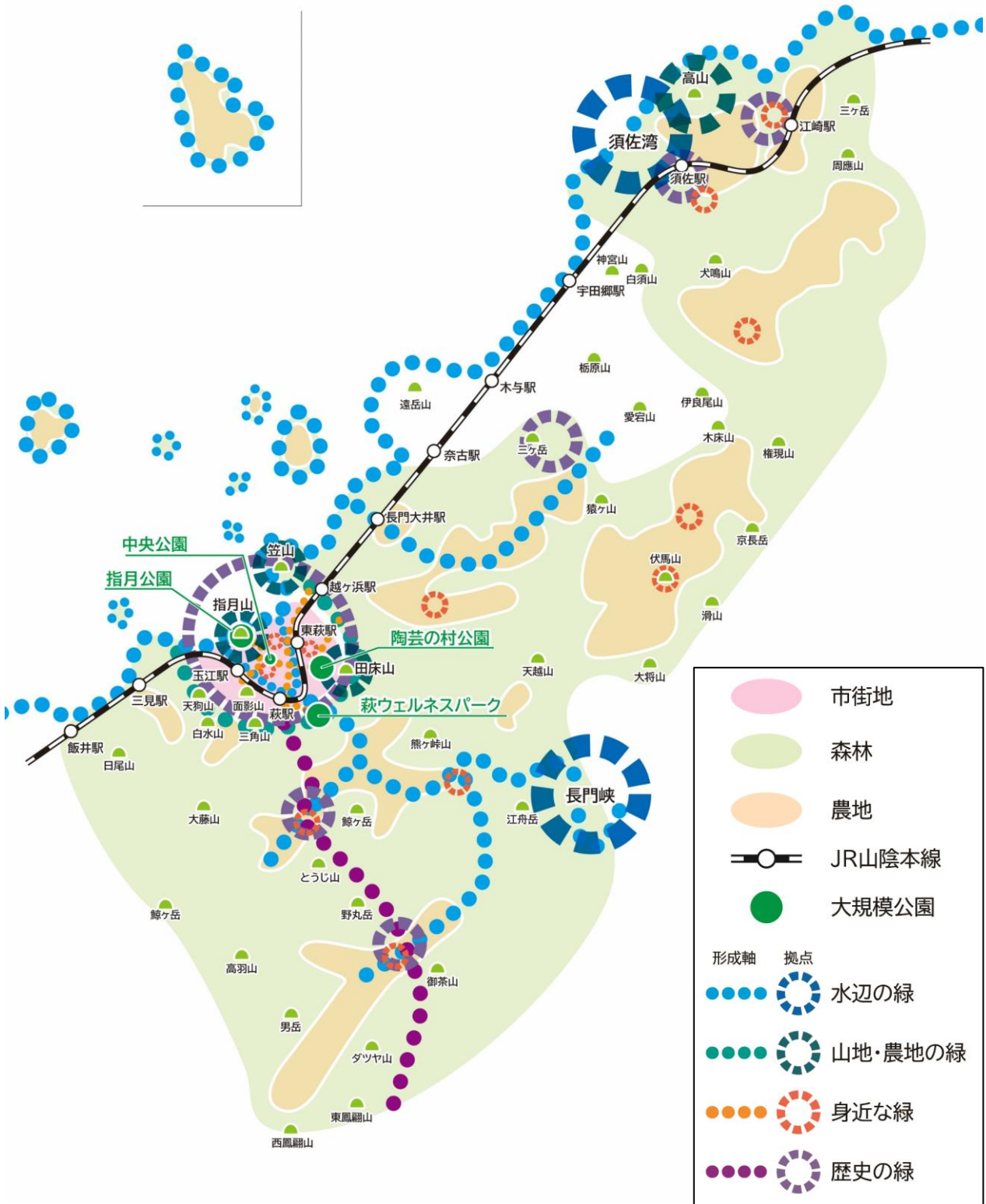


図 将来像図

3 計画の基本方針

計画の基本理念及び緑の将来像を実現するため、緑の環境を整備・向上させるに当たっての基本的な方針を以下のように掲げます。

なお、この基本方針は、施策体系を構成する要素になっています。

①歴史文化と自然豊かな緑を守る

市街地を囲む海・山・川の豊かな自然資源と、田園風景を創出する農地の緑、市街地内の社寺林や屋敷林、点在する史跡や文化財などの歴史に裏打ちされた緑、萩らしい景観を生み出す夏みかん畑の緑、保存樹木、天然記念物と一体になった緑など、萩市の有している優れた都市環境を今後とも維持するために積極的に保全を図り、自然性や生物多様性を保つまとまりのある緑を確保して緑の都市づくりを進めていきます。

②緑を活かした持続可能なまちづくり

主要河川沿いの公園整備や緑化、道路緑化、民有地での緑化協力などにより、公園緑地、レクリエーション施設などをはじめとする都市の緑を結び、エコロジカルネットワークの形成を図り、グリーンインフラ整備による暮らしやすく安全な都市環境の構築に努めます。

また、河川や海岸等の水辺環境を保全しつつ、公園整備や親水化、散策路整備などにより、水に親しめる水辺空間の整備を推進していきます。

③緑を感じるまちなみをつくる

市民がいつでも身近に緑を感じ、緑とふれあうことができる環境づくりを推進するため、公園や公共施設などの緑の拠点、道路などの緑の軸を充実させ、それらとあわせて緑づくりを面的な広がりとしていくため、都市景観形成地区をはじめとした住宅地、商店街などにおいて、民間・行政を問わず、それぞれの土地利用の状況に応じた緑化の推進に努めます。あわせて、空地・空家の適正管理やそれらを活用して緑化促進など、緑豊かな環境を守り育ていくための仕組みづくりを進めていきます。

④人々がふれあえる緑づくりを進める

緑の多いまちは、市民・企業・行政がお互いに協力しながらつくり上げることが不可欠なため、緑に関する認識を高め、緑の重要性についての認識が深い心を育てるべく、緑化活動への援助や緑意識の普及・啓発など、緑化支援体制を整え、市民参加による緑づくり、緑による地域づくりの推進に努めます。

また、後継者が不足している農林業などの担い手づくりを進め、良好な緑の環境を保全していくための仕組みづくりを図っていきます。

1 計画対象区域

計画フレーム設定の対象区域は、萩市都市計画区域とします。

表 対象区域の面積

区域	面積
市内全域	69,831 ha
対象区域（都市計画区域）内	5,922 ha

2 将来人口フレーム

萩市の人口は、少子高齢化が著しく進み、年少人口、生産年齢人口が減少し続けています。現在（令和2（2020）年）約4.5万人いる人口は、「日本の市町村別将来人口推計」（平成30年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）によると、令和22（2040）年には29,500人にまで減少することが予測されています。

また、本市の「出生数や死亡数の推移」及び「転入者と転出者の推移」に最近の若者の都市部への流出状況を加えると、今後も減少傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、令和22（2040）年における人口規模は29,500人と想定します。

都市計画区域内の将来人口としては、上述した全域の将来人口をもとに推計した値を用います。

表 人口の見通し

年次	現況 令和2年（2020年）	将来 令和22年（2040年）
市内全域	44,626人	29,500人
都市計画区域内	30,887人	23,500人

注）現況人口は「令和2年国勢調査」、将来人口は「日本の市町村別将来人口推計」（平成30年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）。

1 緑地の確保量

萩市における緑地量を見ると、現況では、用途地域内における全ての緑被地の割合が約32%、これに対して、持続性が担保されている緑地（定義は次ページ参照）の割合は用途地域内で約25%となっています。

表 緑被地及び担保されている緑地の現況量（平成29（2017）年）

	用途地域内	都市計画区域内
全ての緑被地	314ha (32.1%)	4,899ha (82.7%)
担保されている緑地	242ha (24.7%)	4,127ha (69.7%)

今後、用途地域内の全ての緑被地を担保していくことは、現実的に不可能であり、以下に示すような考え方で、将来目標水準の設定を行います。

萩市の用途地域周辺には、優良な緑地が多く残されており、このような優良な緑地は、用途地域内の緑地と同様の役割を果たすと考え、これらを含んだ緑地の割合である38.9%を目標水準として設定します。

表 緑地確保の目標水準（令和24（2042）年）

方 策		緑地の割合
用途地域内のみ	①計画決定済みの都市計画公園はすべて整備 ②公共公益施設（教育施設以外）について3割緑化 ※教育施設についてはグラウンドを緑地としてカウントしているため、緑化可能地が少ないと考えられるため除外	25.9%
用途地域に隣接する緑地を含む	③隣接する鶴江台地区の緑（約50ha）及び田床山周辺地区（約160ha）を風致地区に指定	38.9%

注）都市における緑地の確保目標水準としては、市街地面積に対して概ね30%以上とすることが望ましいと考えられています。（「緑の基本計画ハンドブック」より）

～市民のみなさんの声～

住民意向調査結果によると、約2割の方が「公園や広場が少ない」と感じており、また約2割の方が増やしたいみどりとして「公園や広場」をあげていることから、今後も公園等の整備を推進していくことが望まれます。

※緑地の分類について（「緑の基本計画ハンドブック」より）

緑地の確保目標水準の対象としている「持続性の担保されている緑地」については、下表に示すように、公共施設等として管理される施設緑地と、土地利用コントロールで確保される地域制緑地等を考えています。

表 緑地の分類

	都市公園	都市公園法で規定するもの	
	都市公園以外	公共施設緑地	都市公園を除く公共空地、国民公園、自転車歩行者専用道路、地方自治法設置又は市区町村条例設置の公園、公共団体が設置している市民農園、公開している教育施設（国公立）、河川緑地、港湾緑地、農業公園、児童遊園、公共団体が設置している運動場やグラウンド、子供の国 等
			公共公益施設における植栽地等 学校の植栽地、下水処理場等の付属緑地、道路環境施設帯及び植栽帯、その他の公共公益施設における植栽地 等
		準公共的施設緑地	市民緑地
	民間施設緑地	条例に基づく緑地（上記以外）、公開空地、市民農園（上記以外）、一時開放広場、公開している教育施設（私立）、市町村と協定等を結び開放している企業グラウンド、社寺境内地、民間の屋上緑化空間、民間の動植物園 等	
	法によるもの	緑地保全地区（都市緑地法） 特別緑地保全地区（都市緑地法） 地区計画等緑地保全条例（都市緑地法） 風致地区（都市計画法） 地区計画農地保全条例（都市計画法） 生産緑地地区（生産緑地法） 近郊緑地保全区域（首都圏近郊緑地保全法他） 近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法他） 歴史的風土保存区域（古都保存法） 歴史的風土特別保存地区（古都保存法） 景観地区で緑地に係る事項を定めているもの（景観法） 自然公園（自然公園法） 自然環境保全地域（自然環境保全法） 農業振興地域・農用地区域（農業振興地域整備法） 河川区域（河川法） 保安林区域（森林法） 地域森林計画対象民有林（森林法） 保存樹・保存樹林（樹木保存法） 景観重要樹木（樹木保存法） 史跡・名勝・天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの（文化財保護法） 等	
	協定によるもの	緑地協定（都市緑地法）、景観協定で緑地に係る事項を定めているもの（景観法） 等	
	条例等によるもの	条例・要綱・契約・協定等による緑地の保全地区や緑化の協定区域、樹林地の保存契約、協定による工場植栽地 等	

2 都市公園などの施設として整備すべき緑地の目標水準

都市公園などの公園緑地については、国の都市計画中央審議会の答申及びこれまでの施策目標の経緯を踏まえ、住民一人当たり面積20㎡以上とすることが望ましいとされています。

萩市においては、都市計画決定されている都市公園の整備率が約92%、一人当たり面積は都市公園で22.89㎡、その他都市公園に準じる公園等を加えると26.71㎡となっています。

このため、目標年次である20年後の令和24年の時点には、都市計画決定されている公園については全て整備を完了し、一人当たり面積は都市公園で約32.64㎡、都市公園などでは約37.66㎡とすることを目標水準として掲げます。

しかし一方で、公園種別ごとの面積について見てみると、都市計画決定面積約77haのうち、総合公園が約53ha、運動公園が約19haとほとんどを占めており、街区公園などの身近な公園がきわめて少ない状況となっています。

このため、全体整備面積についての目標水準を達成するだけでなく、公園種別ごとのバランスを考慮し、特に公園が不足している住区を中心に、街区公園、近隣公園、地区公園等の整備を推進していくことを目指します。

表 都市公園などの施設として整備すべき緑地の目標水準

年次		現況 令和4年 (2022年)	中間年次 令和14年 (2032年)	目標年次 令和24年 (2042年)
都市公園	全体面積 (ha)	70.70	73.70	76.70
	一人当たり面積 (㎡/人)	22.89	27.10	32.64
都市公園など	全体面積 (ha)	82.49	85.49	88.49
	一人当たり面積 (㎡/人)	26.71	31.43	37.66

※都市公園など：都市公園に準じる緑地として、児童遊園・河川公園等を加えて算出した場合

表 都市公園種別ごとの面積

公園種別	供用面積 (ha)	都市計画決定面積 (ha)	
都市公園	街区公園	0.72	1.45
	総合公園	51.00	52.50
	運動公園	18.60	18.60
	特殊公園	0.05	0.05
	緑地公園	0.06	0.10
	墓園公園	0.27	4.00
	都市公園計	70.70	76.70
公共施設緑地	その他の公園等	10.48	10.48
	児童遊園	1.31	1.31
都市公園など	82.49	88.49	

3 緑化の目標

公共施設の緑化充実及び市民や事業所をはじめとする民間の緑化支援により、現状を上回る緑化の推進を行うことを目標とします。

表 緑化の目標

土地利用形態	推進目標
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> 市の管理する公共施設についての積極的な緑化 国や県など他の公共機関への緑化要請 都市公園における緑化面積の拡大 都市計画道路等における道路緑化の推進 上記のようなグリーンインフラ整備による緑化面積率30%
住居系の地域	<ul style="list-style-type: none"> 生け垣の推進や空地を活用した緑によるまちなみの緑化 伝建地区等の歴史的景観を有する地区における緑の保全 緑地協定による緑豊かな住宅地づくり
商業系の地域	<ul style="list-style-type: none"> 店舗、商業ビル、事務所などの接道部の緑化 商店街周辺の空き店舗、空地を活用した緑化
工業系の地域	<ul style="list-style-type: none"> 工場周辺の空き地や境界への緩衝緑地の整備